



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセスFSA 第77号 (2009年4月)

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



企業会計審議会総会で安藤会長から意見書を受け取る与謝野大臣 (4月9日)



財務局長会議で挨拶する谷本副大臣 (4月23日)

目次

【トピックス】

- 企業会計審議会の意見書の公表について 2
- 内部統制報告制度に関する Q&A の再追加について 3
- 中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要について 5
- 地域密着型金融に関する取組み事例集の公表について 6
- 金融機関の CSR 事例集等の公表について 7
- 平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画の策定について 7

【国際関連】

- 金融安定化フォーラムによる「金融システム強化のための提言及び基本原則」の公表について8
- モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団 (IASCF) 評議員会との第一回会合について9

【金融ここが聞きたい!】 12

【お知らせ】 13

【4月の主な報道発表】 21

【トピックス】

企業会計審議会の意見書の公表について

平成 21 年 4 月 9 日に開催された企業会計審議会総会・第 20 回監査部会合同会合において、監査基準の改訂についての審議の後、「監査基準の改訂に関する意見書」がとりまとめられ、意見書が安藤英義会長（専修大学教授）から与謝野金融担当大臣に手渡されました。

今般の監査基準の改訂は、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提（注）に関する注記に係る監査基準について、投資者に、より有用な情報を提供する観点から、国際的な整合性も勘案しつつ、見直しが行われたものです。

（注） 企業会計においては、継続企業の前提（企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提）に基づき一定期間を区切って損益計算などを行っています。

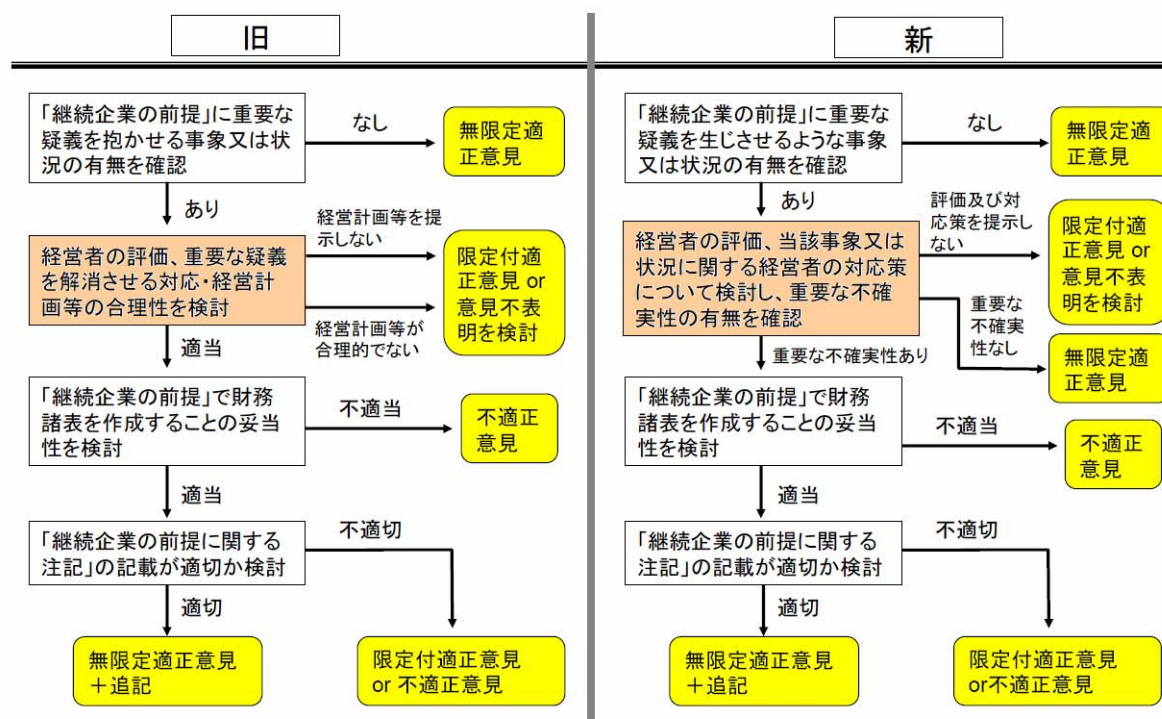
すなわち、継続的な営業損失の発生や財務制限条項（コベナント）への抵触など一定の事象や状況が存在すれば直ちに継続企業の前提に関する注記等の記載を要すると理解がなされていた従来の規定を国際的な基準等との整合性も勘案して改めることとしました。具体的には、これらの事象や状況に対する経営者の対応策や経営計画などを検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に、経営者による適切な注記がなされているかどうかを監査人が確認することとしました。

なお、中間監査基準及び四半期レビュー基準においても、継続企業の前提に関わる同様の基準が規定されていることから、今後、企業会計審議会の監査部会において、同様の観点からの検討が予定されています。

改訂監査基準は、平成 21 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から実施されることになっています（なお、金融庁では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等について意見募集を行い、4 月 20 日付けで公布、施行されています。）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「企業会計審議会の意見書の公表について」（平成 21 年 4 月 10 日）](#) にアクセスしてください。

「継続企業の前提」に関する監査手続



継続企業の前提に関する注記に係る我が国と欧米の比較

日 本	米国・I F R S（国際監査基準）
「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の存在	
↓	経営者が、 「経営者の対応・経営計画」を検討・評価
	↓
継続企業の前提に関する注記（監査対象）	
↓	
	監査人が、 「経営者の対応・経営計画」の合理性を判断 （疑義を解消させるような合理的な経営計画等が無い場合、意見不表明もあり得る）

○「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の例

- ・ 継続的な営業損失の発生等
- ・ 財務制限条項（コベナント）への抵触
- ・ 債務の返済の困難性 等

日 本	米国・I F R S（国際監査基準）
・ 上記事象又は状況の存在があれば、「継続企業の前提に関する注記」を記載	・ 上記事象又は状況の存在がある場合には、経営者の対応策を検討した上で、なお、継続企業の前提に“重要な不確実性”がある場合に重要な不確実性がある旨の注記を記載

（注）米国は改正見込み

内部統制報告制度に関する Q&A の再追加について

金融庁では、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から導入されている内部統制報告制度に関して、平成 19 年 10 月 1 日付で「内部統制報告制度に関する Q&A」（20 問）を公表しています。また、その後に寄せられた照会等に対して行った回答等を整理し、平成 20 年 6 月 24 日に Q&A（47 問）を追加公表しています。

今般、最初に内部統制報告書を提出することになる 3 月決算企業の内部統制報告書の作成に向け、平成 21 年 4 月 2 日付で、新たな質問・回答（24 問）を追加公表しました。

本年 2 月に金融庁が行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、今般の追加 Q&A においては、①「重要な欠陥」の判断、②子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い、③内部統制報告書の記載内容、の 3 点をポイントとして掲げています。

① 「重要な欠陥」の判断

期末日において「重要な欠陥」が存在する場合には、内部統制報告書に、その内容及びそれが是正されない理由を記載することとされています。実施基準では、この「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い内部統制の不備をいうとされており、その判断に際しては、金額的及び質的な重要性の双方について検討を行うことになります。これらの重要性の判断にあたっての指標等は、画一的に適用するのではなく、監査人とも協議の上、企業の業種、規模、特性など、企業の状況に応じて適切に決定する必要があると考えられます。

したがって、追加 Q&A においても、「重要な欠陥」の判断にあたっての画一的な指標等を示すのではなく、内部統制報告書の作成に向けて、「重要な欠陥」に該当するかどうかの判断の参考となるような項目についての Q&A を追加しました。

② 子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点の選定指標が一定の割合に達しない等の場合の取扱い

経営者が内部統制の評価範囲を決定する当初の計画段階で、適切に評価範囲を決定しているのであれば、子会社の売却・業績悪化等により重要な事業拠点における選定指標が一定の割合に達しない場合でも、原則として、改めて評価範囲を見直す必要はないことを明らかにしています。

③ 内部統制報告書の記載内容

3 月決算企業の内部統制報告書の作成に向け、内部統制報告書の記載内容に関する照会が多く寄せられるようになりました。このため、今般の追加 Q&A において、内部統制報告書の記載内容の例を掲載することとしました。

内部統制報告制度は、企業等に過度の負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら企業の内部統制が整備されることを目指しています。金融庁では、内部統制報告制度の円滑な実施に向けて、引き続き、[内部統制報告制度相談・照会窓口](#)等における個別相談等を含め、機会を捉えて制度や基準等の内容の一層の周知・明確化に努めていくこととしています。企業・監査人など関係者におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、引き続き、適切な対応をお願いします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「内部統制報告制度に関するQ&A」の再追加について](#)（平成 21 年 4 月 2 日）にアクセスしてください。

中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要について

中小企業金融の実態把握の一環として、平成 21 年 2 月から 3 月上旬にかけて、全国の財務局等を通じて、商工会議所及び経営指導員等を対象に聴き取り調査を実施したところ、その調査結果の概要は以下のとおりとなりました。

1. 商工会議所に対するアンケート調査（2 月実施）

- 各都道府県の商工会議所 47 先に対し、会員企業の業況や資金繰りの現状と先行き等について聴き取り調査を実施しました。
- ① 中小企業の業況感は、一段と厳しいものとなっています。要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、その割合は前回よりも上昇しています。次いで、「販売価格の下落」が続いています。

中小企業の業況								
○ 中小企業の業況感は、一段と厳しいものとなっている。								
○ 要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、その割合は前回よりも上昇。次いで、「販売価格の下落」が続く。								
区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因（回答割合）					
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はしめクロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 建築基準法 改正の影響
製造業	▲98 (▲89)	▲98 (▲89)	13.3 (30.5)	14.3 (17.2)	44.8 (31.0)	7.9 (6.9)	19.7 (13.3)	0.0 (1.0)
小売業	▲100 (▲91)	▲94 (▲83)	8.3 (23.0)	11.7 (9.8)	48.9 (43.1)	25.0 (19.0)	6.1 (5.2)	0.0 (0.0)
卸売業	▲96 (▲96)	▲98 (▲98)	8.9 (23.8)	14.8 (18.1)	52.7 (39.4)	16.6 (12.4)	7.1 (6.2)	0.0 (0.0)
建設業	▲100 (▲100)	▲100 (▲94)	11.8 (24.6)	8.3 (9.5)	44.1 (30.6)	18.1 (18.7)	5.4 (3.6)	12.3 (13.1)
サービス業	▲91 (▲81)	▲94 (▲87)	11.8 (22.5)	6.3 (8.7)	57.6 (46.4)	16.0 (17.4)	6.9 (4.3)	1.4 (0.7)
不動産業	▲93 (▲89)	▲98 (▲93)	2.2 (8.8)	5.1 (2.0)	63.8 (48.3)	11.6 (18.4)	10.9 (14.3)	6.5 (8.2)
運輸業	▲100 (▲100)	▲100 (▲98)	14.9 (35.7)	13.7 (19.6)	51.2 (24.1)	14.3 (16.6)	4.8 (4.0)	1.2 (0.0)
平均	▲97 (▲92)	▲97 (▲92)	10.4 (24.9)	10.9 (12.6)	51.0 (36.3)	15.7 (15.5)	8.9 (7.0)	3.2 (3.7)

(注 1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注 2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注 3) 表中の括弧書は20年11月時点の調査結果

- ② 中小企業の資金繰りも、一段と厳しいものとなっています。要因としては、「販売不振・在庫の長期化等の営業要因」が最も大きく、その割合は前回よりも上昇しています。次いで、「金融機関の融資態度・融資条件」が続いています。

中小企業の資金繰り								
○ 中小企業の資金繰りも、一段と厳しいものとなっている。								
○ 要因としては、「営業要因」が最も大きく、その割合は前回よりも上昇。次いで、「金融機関の融資態度・融資条件」が続く。								
区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因（回答割合）					
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正貸金業法 施行の影響等 ノンバンクの融 資態度	⑤ 信用保証協会 や政策金融機 関等による、 セーフティネッ ト貸付・保証 の動向	⑥ J-REIT等証 券市場の冷え 込みや投資 ファンド等 の動き
製造業	▲87 (▲83)	▲96 (▲81)	76.4 (63.0)	8.2 (20.2)	5.5 (10.1)	0.0 (0.0)	8.2 (5.9)	1.8 (0.8)
小売業	▲89 (▲81)	▲94 (▲77)	78.3 (65.2)	8.5 (12.5)	6.6 (11.6)	0.9 (1.8)	5.7 (8.0)	0.0 (0.9)
卸売業	▲85 (▲74)	▲96 (▲81)	80.4 (66.0)	4.9 (14.6)	5.9 (9.7)	1.0 (1.9)	7.8 (7.8)	0.0 (0.0)
建設業	▲96 (▲96)	▲98 (▲89)	57.6 (47.2)	17.9 (26.1)	13.2 (16.5)	2.6 (0.0)	8.6 (8.5)	0.0 (1.7)
サービス業	▲81 (▲66)	▲87 (▲74)	81.3 (65.6)	7.7 (14.0)	4.4 (14.0)	0.0 (0.0)	6.6 (6.5)	0.0 (0.0)
不動産業	▲87 (▲85)	▲91 (▲91)	53.1 (46.8)	20.7 (24.0)	12.4 (14.3)	1.4 (0.0)	9.0 (7.1)	3.4 (7.8)
運輸業	▲89 (▲89)	▲89 (▲85)	71.8 (63.0)	7.3 (17.6)	8.2 (11.8)	0.9 (0.0)	11.8 (7.6)	0.0 (0.0)
平均	▲88 (▲82)	▲93 (▲83)	69.4 (57.9)	11.7 (19.4)	8.6 (12.9)	1.1 (0.5)	8.3 (7.4)	0.9 (1.9)

(注 1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

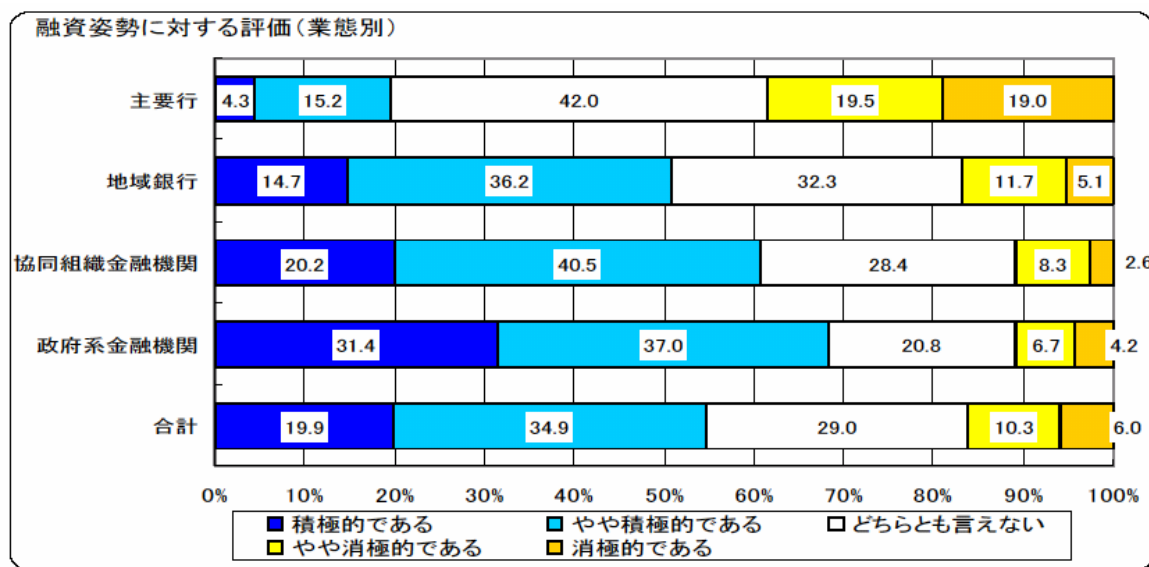
(注 2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注 3) 表中の括弧書は20年11月時点の調査結果

2. 金融機関の融資動向等に関するアンケート調査（2月～3月上旬実施）

○ 各地域の商工会議所の経営指導員等 537 名を対象に、金融機関（業態別）の融資姿勢に対する評価等について聴き取り調査を実施しました。

① 金融機関の融資姿勢に対する「消極的評価」は、主要行が最も大きく、次いで地域銀行、協同組織金融機関、政府系金融機関の順となっています。「積極的評価」は、政府系金融機関が最も大きく、次いで協同組織金融機関、地域銀行、主要行の順となっています。



（注）「合計」は各業態の回答を単純合計したものの。

② 経営指導員等における認知状況は以下のとおりです。

「金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）」 95.1%

「貸出条件緩和債権に該当しない場合の取扱いの拡充」 84.2%

「金融円滑化ホットライン」 81.9%

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要」（平成 21 年 3 月 27 日）](#) にアクセスしてください。

地域密着型金融に関する取組み事例集の公表について

地域金融機関における地域密着型金融については、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、「特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みについては、年 1 回、全国に対する事例紹介や顕彰等を実施する」こととしています。

金融庁では、今般、平成 20 年度中に全国の財務局等が「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催するなかで、「特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組み」として顕彰した事例を中心に、「地域密着型金融に関する取組み事例集」をとりまとめ、公表しました。

当局としては、本事例集の公表が地域密着型金融に関する知見やノウハウの共有の一助となり、各地域金融機関において、地域の金融ニーズを的確に捉えた取組みが積極的に行われていくことを期待しています。

なお、本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から [「地域密着型金融に関する取組み事例集の公表について」（平成 21 年 3 月 31 日）](#) にアクセスしてください。

金融機関の CSR 事例集等の公表について

金融庁は、今般、金融機関の CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) (注) を重視した取組みの状況や具体的事例について調査を行い、その結果を公表しました。

なお平成 18 年 3 月にも同様の調査結果を公表しており、今回の調査は、前回調査以後の取組みをフォローアップすることを主な目的として実施したものです。

(注) 本調査において CSR とは、「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー（利害関係者）との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組みのことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組みと広範にわたるものを指す」と定義しています(下線部は監督方針上の定義と同じ。)

今回の調査のポイントをあげると以下のとおりです。

- ① 今回から新たに貸金業者(日本貸金業協会)を対象。
- ② 前回は調査対象であった預金取扱金融機関、保険会社及び証券会社等については、回答機関のうち CSR を重視した取組みを行っているものの割合は 72.0%で、前回調査から 5.4%ポイントの増加。なお貸金業者も含めた全体の割合は 46.3%。
- ③ 各業態において特に先進的であり、普及が望ましいと考える事例として、金融機関から 456 事例の回答があった(うち環境分野が 219 事例、経済・社会分野が 237 事例)。

もとより CSR については、私企業である金融機関が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価も市場規律の下、利用者を含む多様なステークホルダーに委ねられているものです。

金融庁としては、各金融機関が他の機関の具体的取組み等を参照し、今後の取組みに活かすことで、利用者の利便性向上等に資することを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[「金融機関の CSR 事例集」等の公表について](#)』(平成 21 年 3 月 31 日) にアクセスしてください。

平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画の策定について

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」といいます。）では、3 月 31 日、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定・公表しました。概要は以下のとおりです。

審査会は、公認会計士監査制度の充実・強化を目的として平成 16 年 4 月に設置され、日本公認会計士協会から「品質管理レビュー」に関する報告を受けてその内容を審査し、必要に応じて日本公認会計士協会や監査事務所等に立入検査を実施しています。

審査会では、平成 19 事務年度から平成 21 事務年度までにおける審査・検査の基本方針を「監査の品質の一層の向上のために一審査基本方針等」（平成 19 年 6 月策定）において定めており、当該方針の見直しを年度ごとに行うとともに、年度ごとに「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定することとしています（※審査会では、4 月～翌年 3 月の会計年度で計画策定を行います。）。

平成 21 年度は、審査基本方針等に記載の外国監査法人等に対する対応について、外国監査法人等の届出の状況や届出内容を踏まえ、当該方針等の所要の改正を行うとともに、当該方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」を策定・公表したものです。

1. 審査基本計画

監査事務所における品質管理のシステムの整備状況について、特に個人事務所における整備状況を重点的に検証し、業務の品質管理の監視についても、引き続き、重点的に検証します。また、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度等の運営状況についても検証します。

2. 検査基本計画

日本公認会計士協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、必要に応じて、大規模監査法人及び

中小規模監査事務所に対する検査を実施します。

3. 外国監査法人等に対する対応

外国監査法人等については、金融庁への届出の状況や届出内容を踏まえ、関係部局との連携や外国監督当局との協力関係の充実を図るとともに、当該外国監査法人等の品質管理に関する情報等の収集及び分析に努め、検査方法等について具体的に検討を行い、必要に応じて、検査を実施します。

※ 詳しくは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの「基本方針・基本計画等」から[「平成 21 年度の審査基本計画及び検査基本計画」](#)（平成 21 年 3 月 31 日）にアクセスしてください。

【国際関連】

金融安定化フォーラムによる「金融システム強化のための提言及び基本原則」の公表について

金融安定化フォーラム（FSF）は、英国ロンドンで開催された第 2 回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）に合わせ、4 月 2 日、金融システム強化に向け、「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」、「健全な報酬慣行に関する原則」、「危機管理における国際的連携に関する原則」の 3 つの報告書を公表しました。以下では、3 つの報告書の概要について解説します。

(1) 「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」 [\(原文\)](#) [\(日本語概要\)](#)

金融システムには、景気の良いときにそれを過熱させ、景気の悪いときにそれを一層悪化させる要素（景気循環増幅効果、プロシクリシティ）が内在するのではないかと問題意識から、FSF では、①銀行の自己資本、②引当て、③価格評価及びレバレッジ、の 3 つの分野について、プロシクリシティを抑制するための方策について検討を行ってきました。この報告書では、そうした検討を踏まえ、以下のような対応策が提言されています。

① 自己資本

好況時における所要自己資本の低下が貸出しの増加等を通じて景気を過熱させ、不況時における所要自己資本の上昇が貸出しの引締め等を通じて景気を一層悪化させる問題に対処するため、バーゼル銀行監督委員会は、自己資本の質及び水準を好況時に引き上げ、経済及び金融のストレス時にそれが取崩し可能であるようにすべき。

② 引当て

好況時における引当水準の低下が貸出しの増加等を通じて景気を過熱させ、不況時における引当水準の上昇が貸出しの引締め等を通じて景気を一層悪化させる問題に対処するため、景気循環を通じた引当水準の平準化を図るべく、会計基準設定主体は、貸倒損失の認識・測定について、利用可能な利用情報を従来よりも広範囲に取り込めるようなアプローチを分析する。

③ 価格評価及びレバレッジ

好況時における金融資産の時価の上昇がバランスシートの改善や投融資の増加等を通じて景気を過熱させ、不況時における金融資産の時価の下落がバランスシートの毀損や投融資の減少等を通じて景気を一層悪化させる問題に対処するため、会計基準設定主体及び金融監督当局は、会計モデルの強化等により金融商品に関する時価会計の利用を注意深く検討する等、関連する基準を変更する可能性について検証すべき。

(2) 「健全な報酬慣行に関する原則」 [\(原文\)](#) [\(日本語概要\)](#)

金融機関における短期的な収益に偏重した報酬体系が、金融機関による過度なリスクテイクを招いたとの認識を踏まえ、FSF は、大手金融機関における健全な報酬慣行を確保するための基本原則を策定しました。原則には、①報酬体系に関する実効的なガバナンスを確保する観点から、取締役会が報酬体系を主体的に監督すること、②報酬体系が健全なリスクテイクと整合的であることを確保する観点から、

報酬額はリスクと整合的に、また、リスクの発生する時間軸に合わせて支払われること、③報酬に対する実効的な監督と関係者の関与を確保する観点から、報酬慣行の問題に対しては迅速に監督上の措置で対応すること、及び金融機関が自社の報酬慣行について、包括的で適時の情報開示を行うこと、等が盛り込まれています。

(3) 「危機管理における国際的連携に関する原則」 (原文) (日本語概要)

個別の金融機関の問題が国際的な金融危機に発展する際に各国当局が連携して対応するため、FSF は、①危機に備え、当局が平時に対応しておくべきこと、②危機発生時に当局がとるべき行動について基本原則を策定しました。原則では、①に関し、危機対応の際に問題となりうる障害につき検討するため、関連する各国当局が年に一回は会合すること、当該金融機関のグループ構造や緊急時の資金調達の仕組み等について情報を共有すること、②に関し、システミックな影響に関する評価を共有すること、自国の措置につき他の関係当局と早期に議論すること、対外発表に関する計画を共有すること、等が盛り込まれています。

これらの報告書の提言及び基本原則は、ロンドン・サミットにおいて支持され、その迅速な実施が求められています。金融庁としては、各国当局において実施すべき取組みを着実に実施していくほか、提言・原則を踏まえた国際的な議論に引き続き積極的に参加していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から「[金融安定化フォーラムによる「金融システム強化のための提言及び基本原則」の公表について](#)」(平成 21 年 4 月 3 日) にアクセスしてください。

モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団 (IASCF) 評議員会との 第一回会合について

平成 21 年 4 月 1 日、金融庁を含む証券規制当局から構成されるモニタリング・ボードは英国ロンドンにて国際会計基準委員会財団 (IASCF) 評議員会との第一回会合を行いました。また、モニタリング・ボードのメンバーは、議長としてハンス・フーガーホースト氏 (証券監督者国際機構 (IOSCO) 専門委員会代表 (同委員会副議長)・オランダ金融市場庁長官) を選出しました。

 (資料 1) [モニタリング・ボード第一回会合 プレスリリース \(仮訳\)](#)

 (資料 2) [モニタリング・ボード第一回会合 プレスリリース \(英文\)](#)

モニタリング・ボードの設立の背景と経緯

<設立の背景>

国際会計基準委員会財団 (IASCF) は国際会計基準 (IFRS) を策定する国際会計基準審議会 (IASB) の母体となる財団であり、民間の独立した組織です。IASCF は 2000 年に IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) により設立されました。IASCF の評議員会 (Trustees) は、IASB 理事会の戦略の策定、メンバー選任、予算や資金調達を行っており、我が国からも、島崎憲明氏 (住友商事株式会社副社長)、藤沼亜起氏 (前日本公認会計士協会会長) が IASCF 評議員会のメンバーとして参加しています。

IASB が策定する IFRS は世界の資本市場の主要なインフラのひとつであり、財務諸表の作成者、監査人や投資家といった幅広いグループに影響あるものです。したがって、会計基準は全ての利害関係者の意見をバランスよく考慮したものである必要があり、また、IASCF や IASB が一部の特定グループからの影響を受け、会計基準を変更することは避けなければなりません。特に、欧州連合 (EU) による 2005 年からの IFRS の採用以降、IFRS は急速に世界に広がり始め、現在では 100 か国を超える国により採用もしくは容認されている状況から、IFRS の信頼性確保が緊急の課題とされていました。

<当局による提案>

2007 年 11 月 7 日、金融庁は、IOSCO、欧州委員会 (EC)、米国証券取引委員会 (SEC) と共同で、IASCF の組織の枠組みを強化するための改革に関する提案を行い、モニタリング・ボード (当時の呼称

はモニタリング・ボディ) の設置に対する提案を行いました。

(参考1) 国際会計基準委員会 (IASC) 財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組みについて

さらに、2008 年 6 月 18 日には、IASCF の円卓会議に先立ち、金融庁、IOSCO、EC、米国 SEC は共同で、モニタリング・ボード (当時の呼称はモニタリング・グループ) の設立に関する次のステップを発表し、IASCF に対して勧告を行いました。

(参考2) 公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団 (IASCF) のモニタリング・グループ設立に関する次のステップの発表について

<G20 サミットの勧告>

2008 年 11 月、「金融・世界経済に関する首脳会合」いわゆる G20 ワシントン・サミットが開催されました。このサミットの共同宣言として、「国際金融機関の権限、ガバナンス及び資金需要の検討」が閣僚への指示として盛り込まれるとともに、同時に公表された行動計画にも、2009 年 3 月 31 日までの措置として「金融の安定を促進する観点から、特に透明性、説明責任、及びこの独立主体と関係当局との適切な関係を確保するために、その構成員の見直しを含め、国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。」との一文が盛り込まれました。このことは、世界の首脳により、国際会計基準設定主体のガバナンス改革が、金融危機の克服のための緊急課題であることが認識されたことを意味しています。

金融・世界経済に関する首脳会合 (外務省) へのリンク

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_08/index.html

<IASCF による定款の改訂と第一回会合>

2009 年 1 月、IASCF は定款を改訂し、モニタリング・ボードと公式な組織的关系を築くことを公表しました。これにより、モニタリング・ボードは公式な組織として IASCF に対する監視のための活動を開始することが可能となりました。第一回の会合は 2009 年 4 月 1 日ロンドンにおいて開催され、議長としてハンス・フーガーホースト氏 (IOSCO 専門委員会代表 (同委員会副議長)・オランダ金融市場庁長官) を選出しました。また、モニタリング・ボードは評議員会と合同会合を行い、基準勧告委員会 (SAC) の再構成、IASB による金融危機への対応、及び新興国経済における国際会計基準の役割について議論を行いました。

モニタリング・ボードのメンバーとミッション

<モニタリング・ボードのメンバー>

モニタリング・ボードの当初メンバーは、金融庁、米国 SEC、IOSCO 新興市場委員会および専門委員会の四者の代表で構成され、我が国からは金融庁長官がメンバーとして参加しています。また、オブザーバーとしてバーゼル銀行監督委員会 (BCBS) が参加しています。

<モニタリング・ボードのミッション>

モニタリング・ボードのミッションは定款に以下のように記載されています。

- ・ 高品質の国際基準として、IFRS の継続的な発展のための協力
- ・ IASB の独立性を確保しつつ、IASCF の公益監視機能のモニタリングと補強
 - 評議員選任プロセスへの参加と承認
 - IASCF 評議員会に対し、IASB を監視する上での重要事項や、財政状況に関する勧告
 - IFRS の問題点に関する議論や意見交換

(※) 金融庁としては、公益監視の観点から IASCF と IASB がその責務を果たすことが出来るよう、モニタリング・ボードに積極的に参加することとしています。

モニタリング・ボード定款等へのリンク (英文)

<http://www.iasb.org/News/Press+Releases/Press+release+from+IASC+Foundation+Monitoring+Board.htm>

モニタリング・ボードの意義

IASCF 定款改訂によるモニタリング・ボードとの関係構築により、IASCF の国際的な基準設定主体としてのガバナンス改革は一定の進展を見ました（モニタリング・ボードの次回会合は 2009 年 7 月に予定されています。）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[「モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団（IASCF）評議員会との第一回会合について」（平成 21 年 4 月 3 日）](#)にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：今日大臣は総理と一緒にロンドンに向かわれるかと思うんですけれども、G20参加国も20カ国に上り、かなり議論もまとめるのは難しいという見方もありますが、日本としてどういうお立場で主張し、どういうふうに議論をまとめていきたいというお考えでしょうか。

A. 日本のスタンスというのは、昨年の暮れに麻生総理がワシントンに行かれた時から全く変わっていないと思います。国際的な経済危機、金融危機に対処するためには、やはり一国ではなく国際的な協調が必要であり、日本はそういう国際協調の中で、出来得る最大限のことを国際社会に対して行う、という決意はいささかも変わっておりません。

金融取引に関しては、新たな監督規制が必要だという点についても、世界各国は同じ土俵の上に立っていると考えております。これは時間がかかることですが、こういうことを繰り返さないためにも、そういうことの必要性は日本政府としても強く感じているわけでございます。（後略）

【平成21年3月31日（火）閣議後記者会見】

Q：金融庁の銀行に対する集中検査が昨日正式に通知があって始まったと思うんですが、改めてその狙いと、問題があればどのように対処していくのかお聞かせください。

A. この検査は、各金融機関が通常金融機関としてなすべき金融仲介機能をきちんと果たしているかどうかということを見る、という話でございまして、特にどこかの銀行が経営状況が心配だから見るとかという、そういう話ではなくて、銀行が銀行法に基づいた業務をきちんと行っているかどうかというものを、優しい気持ちで見るという検査でございます。

【平成21年4月7日（火）閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、平成 20 年 10 月 16 日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[金融円滑化「大臣目安箱」について](#)』（平成 20 年 10 月 17 日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、『[金融円滑化ホットライン](#)』を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年 4 月 4 日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン
受付時間：平日 10：00～16：00
電話番号：03-5251-7755
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)』（平成 20 年 6 月 17 日）にアクセスしてください。

○ 中小企業の資金繰りを応援します！

～金融庁と中小企業庁は合同で中小企業の資金繰り支援の施策をまとめた パンフレットとポスターを作成しました～

日本経済は、世界経済の減速に伴い景気後退局面に入っており、中小企業の資金繰りも厳しさを増しています。

こうした中、政府では、中小企業の資金繰り支援のため各般の施策に取り組んでいます。

金融庁と中小企業庁では、今般、合同で中小企業に対する資金繰り支援の施策のうち、中小企業に特に知っていただきたい事項を分かりやすくとりまとめたパンフレットを作成しました。

従来、政策の広報は、所管省庁がそれぞれ行うことが多かったのですが、メッセージの受け手である中小企業の立場に立てば、どの省庁が所管しているかにかかわらず、必要な情報を分かりやすく入手できることが重要と考えられることから、中小企業金融に関係する両庁の連携を行うこととしたものです。



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



まず、中小企業の金融円滑化に関するお問い合わせ先について、一覧にして掲載しました。

金融機関の融資等に関する大臣直通の情報受付窓口である、金融円滑化「大臣目安箱」や民間金融機関の融資等に関する電話による情報受付「金融円滑化ホットライン」、また、中小企業庁等に設置されている「中小企業金融貸し渋り 110 番」等のお問い合わせ先も、このパンフレットを御覧いただければ分かるようになっています。

また、施策に関しましても、新たな融資を受けたい方々に対する支援策、あるいは、既存の借入金の返済条件を変更したい方々に対する支援策、というように、ご希望される融資によってどういった支援策を利用できるのか、というようなことについてポイントを簡潔にまとめて記載しています。

「資金繰りが厳しく、返済条件を緩和してもらえれば助かるのだが、銀行に不良債権になるからと言われて、返済条件の変更に応じてもらえない。どうしたらよいのか」といったような声が中小企業の方々から聞かれます。そういった方々にこそ、このパンフレットを手にとっていただき、政府による資金繰り支援策を知っていただくことで、金融機関等とご相談していただく際の足がかりになればと思います。

今般の合同パンフレットに関しては、全国の最寄りの財務局、経済産業局にも置いてありますので、是非お問い合わせください。

中小企業の皆さんへ



中小・小規模企業の資金繰りを 全力をあげて応援します！

— 中小企業庁と金融庁が一丸となって取り組みます —



新たな融資を受けたい方々へ

緊急保証制度の対象業種の追加や、
セーフティネット貸付の拡充等を行っています！



既存借入金の返済条件を変更したい方々へ

中小企業向け貸出金について、金利や期間等の返済条件を
変更しやすくなりました！金融機関とご相談下さい。



詳しくはパンフレットを御覧下さい



【お問い合わせ先】

○緊急保証やセーフティネット貸付について

中小企業庁 TEL 03-3501-6280
または、最寄の経済産業局へ
お問い合わせ下さい

○条件緩和と債権の取扱いについて

金融庁 TEL 03-3506-6000
または、最寄の財務局へ
お問い合わせ下さい

なお、上記のパンフレットに記載した、条件緩和の取扱いに関する施策について、簡潔にまとめたパンフレットもありますので、是非御覧いただきたいと思います。（下のパンフレットはウェブサイト上の『中小企業の皆様へ（中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました）』からも御覧いただけます。）

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました
金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済
条件の変更に応じてくれ
ないんです・・・

**今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。**

※ 条件緩和（返済条件の寛容）とは・・・
・金利の目下げ
・金利・元金の支払い・返済
・返済期間の延長
・返済方法
などが借り手によって有利となる取扱い
をすることです。

改定前
不良債権にならないためには・・・
・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に
経営が健全化するよう「経営改善
計画」が必要で、
・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保
する必要があります。

改定内容
中小企業向け貸出金の条件緩和
がしやすくなりました。
・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に
延長しました。（原則5年、進捗状況が良
好な場合10年まで）
・ 一定以上の金利を確保する必要がなくな
りました。

さらに・・・

・ 大企業と違って中小企業は、大部で精
細な「計画」を作成することが困難です。
・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、
「計画」とおり進捗しない場合も少なく
ありません。

さらに・・・

・ 「計画」を作っていない場合でも、今後
の経営改善の見込みがあれば、「計画」
がある場合と同じように取り扱います。
・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因
を分析し、今後の改善が見込めるならば、
「計画」におおむね進んでいる場合と同じよう
に取り扱います。

これまで・・・

多事で資金繰りが苦しいので、金利は払いま
すから、返済を待ってもらえませんか。5年後
には経営改善する見込みがあります。

3年以内に経営改善する計画が必要です。
5年だと不良債権になってしまうので、返済
条件の変更に応じるのは難しいですね・・・

これからは・・・

① 最近、資金繰りが厳しいんです。元
本返済もしばらく待ってもらえませ
んか。そうすれば、5年後にはきっ
と返せるようになります・・・

② 5年後には経営が改善する
んです。経営改善計画が
あれば、前向きに考えますよ。

③ でも、計画なんてどう
作っていいかわからな
いわ・・・

④ そうであれば、例えば、
・ 売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。

⑤ えっ、自分で作らな
くていいんですか。

⑥ シナリオを示していただければ、
こちらで経営改善の見通しを
分析してもいいですよ。経営改
善が見込めれば大丈夫です。
一緒に考えましょう。

⑦ お問い合わせし
ます。一緒に
相談しましょう。

お問い合わせ先
金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000
金融検査（支）局の理財課/検査局総務課（支）局の理財課/検査局総務課
支 局 理財課 011-709-2311 支 局 理財課 082-221-9221
支 局 理財課 022-263-1111 支 局 理財課 067-631-2131
支 局 理財課 048-600-1111 支 局 理財課 076-253-6351
支 局 理財課 076-292-7860 支 局 理財課 092-411-7281
支 局 理財課 052-951-2474 支 局 理財課 098-866-0094
支 局 理財課 06-6949-6372

○ 株券電子化が平成 21 年 1 月 5 日より実施されました！

株券電子化について、よくあるご質問を Q&A 形式でお答えします。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構（以下、「ほふり」といいます。）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

平成 21 年 1 月 5 日に株券電子化が実施され、上場会社の株主権の管理は新たな株式管理制度による電子的な管理に統一されました。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

① 株主にとっては、

- i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
- ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
- iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

② 発行会社（株主名簿管理人を含む。）にとっては、

- i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
- ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
- iii) 株券喪失登録を行う必要がなくなります。

③ 証券会社にとっては、

- i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
- ii) 株主が株券をほふりに預託する場合やほふりに預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

Q3. 株券電子化により、株主はどのような手続きが必要ですか？

(1) 株券電子化の実施前に株券をほふりに預託した方は、特段の手続をとる必要はありません。

(2) 株券電子化の実施までにほふりに預託せず、株券がお手元にある方は、株主名簿上の名義人の名前で、発行会社により「特別口座」が開設され、権利は保全されています。

ただし、特別口座では株式の売却・担保設定等の取引はできません。取引をするためには、株主が証券会社に口座を開設し、特別口座から株式の振替手続を行うことが必要です。取引を希望する方は、特別口座を開設する信託銀行等や証券会社にご相談ください。

Q4. 株券が手元にあり、名義書換えをしないまま株券電子化を迎えた場合、特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

(1) 特別口座の名義人との共同申請

(2) 以下のいずれかの書類を提出して申請

- ① 相続を証する書面
- ② 裁判の判決、和解調書など
- ③ 株券+株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後 1 年間のみ）

これらの手続を行おうとする方は、特別口座を開設する信託銀行等にご相談ください。

Q5. 株式担保取引はどのようにしたらよいのですか？

株券電子化実施後、株式を担保として差し入れる場合、銀行等の担保権者への口座に振り替えることにより行われます。取引を行おうとする方は、取引先の証券会社や銀行等にご相談ください。
なお、株式担保取引の匿名性については、株券電子化実施後についても確保が可能となっています。

Q6. 未上場の株式は電子化の対象ですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場された株式であり、**未上場の株式（未公開株式）は対象外**です。
(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も株券電子化の対象です。

Q7. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、株券を価値があるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って株券を回収する行為（注）などの詐欺的行為がないと言い切れません。

金融庁や証券会社、関係団体などが株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

(注) 株券電子化後においても株券は、名義回復を行う際の重要な証拠書類となり得ますので、その管理・処分についてはご注意ください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

平成19年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認ができます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。利益の見込みについても、著しく事実と相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

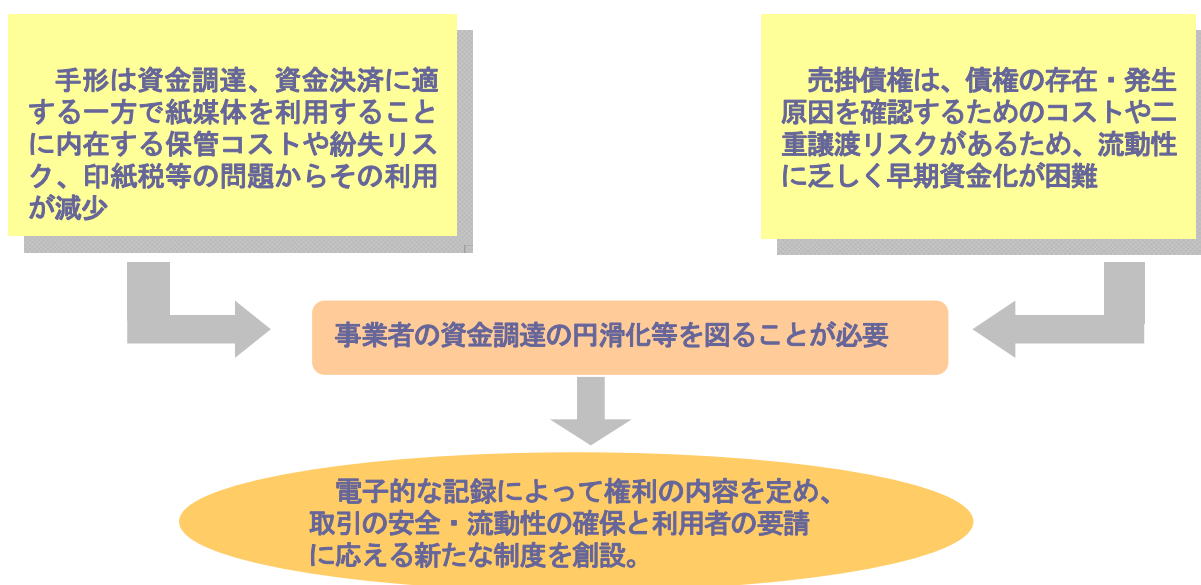
○ 電子記録債権法の施行について

平成 19 年 6 月 20 日に成立した「電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）」が平成 20 年 12 月 1 日に施行されました。

電子記録債権は、当事者がインターネット等を通じて電子債権記録機関に電子記録を請求することにより債権の発生・譲渡ができる、手形・売掛債権等とは別の新たな類型の金銭債権です。

これまで、企業間の取引においては、手形が決済手段として利用されていました。手形には、支払期日前であっても割引によって現金化することができるなど、中小企業の資金繰りを支える機能がありました。一方、大企業においては、事務手続きの電子化を進める中で、紙媒体を利用することにより生じる事務コスト（発行・保管コスト等）はできるだけ削減したいという考えから、手形ではなく期日振込による決済や一括決済方式を行うようになってきており、手形の流通量は平成 2 年度をピークに年々減少しています。また、売掛債権は、債権の存在・発生原因の確認に係るコストや二重譲渡のリスクがあるため、流動性に乏しく早期の資金化が困難なものとなっています。

電子記録債権制度は、売掛債権等を電子データ化することで、前述のような様々なコストやリスクを解消するものであり、事業分野における IT 化の進捗が著しい昨今、電子記録債権が事業者の資金調達における新しい手段として広く活用されることが期待されています。



○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下、「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決及びあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決及びあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)、平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)、平成 21 年 4 月 1 日に[社団法人信託協会](#)が認定を受けています。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります！

証券取引等監視委員会は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び取引の公正性を害する犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成 19 事務年度には、5,841 件と多数の情報をお寄せいただきました。

個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉など)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書き込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書の虚偽記載など)やファイナンス(架空増資、疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等に関する問題・・・ など

その他の情報

疑わしい金融商品・ファンド、無登録業者、市場の公正性を害するような市場参加者(いわゆる仕手グループなど)の情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。(なお、個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください) なお、インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの情報受付窓口からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「e-Gov 電子申請システム」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「法令一覧による検索」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「e-Gov 電子申請システム利用規約」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは e-Gov トップページの「e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**[「新着情報メール配信サービス」](#)**に、英語版の登録は**[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)**にアクセスしてください。



【4月の主な報道発表】

1 日	アクセス	金融審議会委員の任命について
	アクセス	認定投資者保護団体の認定について
	アクセス	意見申出制度の改正（期限の延長）について
	アクセス	「銀行等保有株式取得機構による買収実績」の公表について
2 日	アクセス	「内部統制報告制度に関するQ & A」の再追加について
3 日	アクセス	金融安定化フォーラムによる「金融システム強化のための提言及び基本原則」の公表について
	アクセス	株式会社福島銀行に対する行政処分について
	アクセス	モニタリング・ボードと国際会計基準委員会財団（IASCF）評議員会との第一回会合について
10 日	アクセス	企業会計審議会の意見書の公表について
13 日	アクセス	ユウキャピタルマネジメント株式会社に対する行政処分について
	アクセス	アヴァロン湘南証券株式会社に対する行政処分について
17 日	アクセス	「行政処分事例集」の更新について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の英訳の公表について
20 日	アクセス	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	株式会社ニューシティコーポレーションに対する行政処分について
21 日	アクセス	株式会社キャビン役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
23 日	アクセス	中央商銀信用組合に対する行政処分について
28 日	アクセス	第 21 回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ議事次第
	アクセス	金融庁新型インフルエンザ対策本部設置について
	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について
	アクセス	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	保険会社向けの総合的な監督指針等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。